

官公庁オークション公有財産売却入札案内書

【申込み開始日】令和7年6月6日（金）午後1時

【申込み締切日】令和7年6月23日（月）午後2時

【入札開始日】令和7年7月8日（火）午後1時

【入札締切日】令和7年7月15日（火）午後1時

【開札日】令和7年7月15日（火）午後1時～午後2時

神栖市役所 生活環境部 防災安全課

消防G（市役所本庁3階）

〒314-0192 茨城県神栖市溝口4991番地5

電話：0299-90-1149（ダイヤルイン）

1 売払物品

物件 番号	物件	初年度 登録	総 排気 量	走行距離	予定価格	入札 保証金
R7B-1	消防車 トヨタダイナ	平成 13 年 2 月	1.99L	7,079km	30,000 円	3,000 円
R7B-2	消防車 トヨタダイナ	平成 11 年 12 月	1.99L	11,154km	30,000 円	3,000 円
R7B-3	消防車 トヨタランドクルーザー	平成 10 年 3 月	4.16L	28,444km	30,000 円	3,000 円

※予定価格とは、あらかじめ定めた最低売却価格という。

※走行距離は令和 7 年 4 月末日時点のものであり、車両移動等に伴い変わる場合があります。物件に関する情報については、K S I 官公庁オークション「神栖市」にて閲覧可能となっております。

売却物件の下見会を以下のとおり実施します

- (1) 日 時 開催日 6 月 9 日 (月) ～ 6 月 23 日 (月) 土日・祝日を除く
時 間 午前 9 時～午後 4 時 正午から午後 1 時を除く
※予約制になりますので、希望の日時を希望日前日までにご連絡ください。
- (2) 場 所 神栖市溝口 4 9 9 1 番地 5
神栖市役所 本庁舎 東側駐車場
- (3) 連絡先 神栖市役所 防災安全課 電話 0 2 9 9 - 9 0 - 1 1 4 9
(予約のご連絡は、平日午前 9 時～午後 5 時の間にお願いします。
※車体等のキズなどの確認については、下見会の時に行うこと。なお、下見会で入札物件を確認しなくても入札に参加できますが、入札物件に関するすべての事項を了承しているものとみなします。

2 入札の流れ

仮申込み登録手続き方法・・・申込み締切日 令和7年6月23日（月）午後2時

K S I 官公庁オークションの「神栖市」にて出品物の閲覧が可能となっております
入札参加を希望する物品の詳細ページから申込み登録をお願いいたします。

入札保証金の納付はクレジットカード支払いのみとなっております。

入札保証金は、落札者が決定するまで原則引き落としを行いませんが、クレジットカード
利用額算出の対象となり、利用限度額に含まれますのでご了承ください。

官公庁オークションページ内で登録をすると仮申込み完了となり、仮申込み完了画面が
表示され【神栖市ホームページ公有財産売却参加申込み手続きページ】への案内が表示され
ますのでそちらをご確認ください。

また仮登録完了後には登録されたメールアドレスへ仮登録完了メールが自動配信されま
すのでご確認ください。



本申込み登録手続き方法・・・本登録完了予定日 令和7年6月24日（火）

入札保証金の納付確認がとれ次第、本登録の手続きを行います。

また本登録完了後にも登録されたメールアドレスへ本登録完了メールが自動配信されま
すのでご確認ください。



入札方法・・・入札開始日 令和7年7月8日（火）午後1時

締切日 令和7年7月15日（火）午後1時

本登録が完了の方は官公庁オークションの物件ページから入札が可能となります。

入札は期間中に1回のみとなっており、郵便又は持参等の提出は認めていませんのでご
了ください。

入札完了後には登録されたメールアドレスへ入札確認メールが自動配信されますのでご
確認ください。



開札及び落札候補者決定・・・開札日 令和7年7月15日（火）午後1時～午後2時

入札期間終了後、開札となり、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札候補者として決定いたします。

ただし、最高落札での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）により落札候補者を決定いたします。

落札者の決定や入札終了の際には登録されたメールアドレスへ通知メールが自動配信されますのでご確認ください。

入札保証金は落札者のものを除き入札期間終了後に全額返還いたします。

今回の入札では、入札保証金の納付方法がクレジットカード支払いのみとなっておりますので、クレジットカードからの引き落としを行わないことで返還とさせていただきます。

原則落札者以外の方のクレジットカードからの引き落としは行われませんが、クレジットカード会社の都合により、引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますのでご了承ください。



落札者の審査及び落札方法・・・提出期限 令和7年7月17日（木）消印有効

落札者は上記期限までに下記の書類の提出をお願いいたします。

- ・ 入札参加資格審査申請書
- ・ 印鑑登録証明書（発行後3ヶ月以内）
- ・ 市税完納証明書（神栖市の納税義務のある方）（法人の場合は、このほかに法人市民税の納税証明書を、直近2カ年分提出すること）

入札参加資格審査申請書については、神栖市ホームページ内公有財産売却のお知らせページから印刷することができますので、ご利用ください。

複数物件落札した場合は、物件ごとに入札参加資格審査申請書が必要となりますが、印鑑登録証明書等の証明書については1通で結構です。

上記書類が届き次第審査し、落札者決定といたしますのでご了承ください。



落札者との契約締結・・・期限 令和7年7月24日（木）午後5時まで

落札者は令和7年7月24日（木）午後5時までに、神栖市が定めた契約保証金（予定価格の100分の10）を納付のうえ、契約の締結をお願いいたします。

落札者が神栖市の定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、落札は無効となり入札保証金は市に帰属いたしますのでご了承ください。

なお、落札者の入札保証金は契約を締結しない場合を除き契約締結後、返還いたしますが、申出により契約保証金に充当することが可能となっております。



落札者の売払代金納入・・・期限 令和7年7月29日（火）午後2時まで

落札者は令和7年7月29日（火）午後2時までに、神栖市の指定する口座への銀行振込により売払代金の納付をお願いいたします。

落札者が市の指定した期日までに売買代金を納付しないときは、契約は無効となり契約保証金は市に帰属いたしますのでご了承ください。

なお、落札者の契約保証金は申出により売払代金の一部に充当することが可能となっており、その場合は売払代金とすでに納付された契約保証金との差額を納付願います。



落札者への引渡し

落札者への引渡しは下見会と同じ場所となっております。

物件は現状のままの引渡しとなり、車両登録は一時抹消となっておりますので、ご注意ください。

引渡し・その他に関する費用や登録費用は、すべて落札者の負担となりますのでご了承ください。

代理の方へ引き渡す場合は落札者からの委任状が必要となりますので、落札者決定の際にご連絡ください。

契約書等は郵送する際に同封いたします。

入札心得書

1 一般競争入札に参加することができない者

次のいずれかに該当する者は、この入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する職員及び同法第239条第2項に規定する物品に関する事務に従事する職員
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条第2項各号のいずれかに該当する者のうち、当該各号に該当する事実があった日から2年を経過していないもの
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者のうち、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされていないもの
- (5) 公有財産などを、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所または活動の用に供しようとする者
- (6) 神栖市に納税義務を有する者のうち、市税を滞納しているもの
- (7) 日本語を完全に理解できない者

2 一般競争入札の参加申し込み等に関する事項

一般競争入札に参加しようとする者は、紀尾井町戦力研究所株式会社の提供する公有財産売却システムの画面上で参加仮申込みの手続きを行うこと。

入札するには、クレジットカード等での入札保証金の納付が必要である。

入札保証金の納付が確認できたログインIDでのみ入札可能。

原則として、入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができない。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 神栖市ホームページ又は紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する公有財産売却システム上
- (2) 期間 令和7年6月6日（金）午後1時～令和7年6月23日（月）午後2時

4 下見会の開催

入札対象物件について、以下のとおり下見会を実施する。入札の参加にあたり、必要な者は事前に連絡のうえ、現物の確認を行うこと。

- (1) 日時 開催日 6月9日（月）～6月23日（月） 土日・祝日を除く
時間 午前9時～午後4時 正午から午後1時を除く
※予約制になりますので、希望の日時を希望日前日までにご連絡ください。

(2) 場 所 神栖市溝口4991番地5

神栖市役所 本庁舎 東側駐車場

(3) 連絡先 神栖市役所 防災安全課 電話0299-90-1149

(予約のご連絡は、平日午前9時～午後5時の間にお願いします。)

※車体等のキズなどの確認については、下見会の時に行うこと。なお、下見会で入札物件を確認しなくても入札に参加できますが、入札物件に関するすべての事項を了承しているものとみなします。

5 入札説明書(神栖市インターネット公有財産売却ガイドライン)を交付する場所・期間
3の(1)及び(2)に同じ

6 一般競争入札等の場所及び期間

(1) 場所 紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する公有財産売却システム上

(2) 入札期間 提出期間 令和7年7月8日(火)午後1時～

令和7年7月15日(火)午後1時

(3) 開札 令和7年7月15日(火)午後1時～午後2時

7 入札の方法

紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する公有財産売却システム上で入札価格を登録する。
なお、この登録は、一回のみとする。郵便または持参による入札書の提出は認めない。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、神栖市が定めた入札保証金をオン納付により入札に参加しようとする者名義で納付しなければならない。

(2) 落札者の納付した入札保証金は、本人の申出により契約保証金に充当することができるものとする。

(3) 入札保証金は、落札者のものをのぞき、入札期間終了後に返還する。ただし、落札者には、契約締結をしない場合を除き契約締結後返還する。(申出により契約保証金に充当する場合を除く。)

(4) 落札者が、神栖市の定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、入札保証金は神栖市に帰属する。

9 契約の締結

落札者は、令和7年7月24日(木)午後5時までに、神栖市が定めた契約保証金(予定価格の100分の10)を納付のうえ、契約を締結しなければならない。

なお、落札者が市の指定した期日までに売買代金を納付しないときは、契約は無効となり、

契約保証金は、市に帰属する。

10 売払代金の納入

- (1) 契約を締結した者は、令和7年7月29日（火）午後2時までに、神栖市の指定する口座への銀行振込により当該契約に係る売払い代金を納付しなければならない。
- (2) 契約を締結した者は、申出により既に納付した契約保証金を売払代金の一部に充当することができる。この場合において、売払代金と既に納付された契約保証金との差額を、前期（1）に示す日時及び方法により納付しなければならない。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札
- (2) 競争入札参加資格の確認について、虚偽の申請を行った者の入札
- (3) 入札説明書（神栖市インターネット公有財産売却ガイドライン）に記載する無効な入札に該当する入札

12 落札候補者の決定の方法

入札期間終了後、神栖市は開札を行い、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札候補者として決定する。ただし、最高落札での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）により落札候補者を決定する。

13 落札者の決定の方法

開札後2開庁日以内に、落札候補者は入札参加資格審査申請書に次のものを添えて、神栖市に提出すること。

- ・印鑑登録証明書

- ・神栖市の市税完納証明書（神栖市に納税義務がある場合）（法人の場合は、このほかに法人市民税の納税証明書を、直近2カ年分を提出すること）

神栖市は提出された書類を審査し、落札者を決定する。

なお落札者の決定にあたっては、落札者のログインIDに紐付く会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなす。

14 用途の制限など

落札者は、落札した物件と次の用途に供してはならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所等の用途

- (2) 無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第4条第2項に規定する団体のうち、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量を行ったものに係る用途
- (3) 落札者は、第三者に対して売買物件の売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をするときは、上記の用途の制限に定める義務を書面によって承継させなければならない、当該第三者に対して上記の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはならない。
- (4) 落札者は、第三者に対して売買物件に地上権、質権、使用貸借による権利または貸借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定するときは、当該第三者に対して上記用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはならない。
- (5) 上記（1）及び（2）における当該第三者の前条に定める義務の違反に対する責務は落札者が負うものとする。

15 その他

- (1) 売却物品は、経年劣化、キズ、不具合箇所もあり、充分理解したうえで入札すること。
- (2) 契約、引渡しその他に関する費用や登録費用は、すべて落札者の負担とする。
- (3) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
〒314-0192 茨城県神栖市溝口4991番地5
神栖市生活環境部防災安全課消防G 電話0299-90-1149（直通）
※開庁時間 土日・祝日を除く平日午前8時30分～午後5時15分